

## ○伊賀市審議会等の会議の公開に関する要綱

平成22年 3 月29日告示第36号

## 改正

平成26年 4 月 1 日告示第77号

平成26年 9 月30日告示第184号

## 伊賀市審議会等の会議の公開に関する要綱

審議会等の会議の公開に関する要綱(平成17年伊賀市告示第51号)の全部を次のように改正する。

(趣旨)

**第 1 条** この要綱は、伊賀市自治基本条例（平成16年伊賀市条例第293号。以下「自治基本条例」という。）第 8 条及び伊賀市情報公開条例（平成16年伊賀市条例第15号。以下「情報公開条例」という。）第23条の規定に基づき、市民等に対し審議会等の会議を公開することにより、市政への市民参画を推進するとともに、市政の透明性及び公平性を向上させるため、必要な事項を定めるものとする。

(対象とする会議)

**第 2 条** この要綱の対象とする会議は、市民、学識経験者等を構成員として、市の事務について審議、審査、調停等（以下「審議等」という。）を行うために地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の 4 第 3 項の規定に基づき市長その他の執行機関に設置された附属機関及び附属機関の設置等に関する条例（平成19年伊賀市条例第31号）第 2 条の規定に基づき、規則、要綱等により設置された審議会、協議会、委員会等（以下「審議会等」という。）とする。

(会議の公開)

**第 3 条** 審議会等の会議は、原則として公開する。

(非公開とすることができる会議)

**第 4 条** 前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

- (1) 法令若しくは他の条例の規定により会議が非公開とされているとき。
- (2) 情報公開条例第 7 条各号に規定する非公開情報（以下「非公開情報」という。）に該当する事項について審議等を行うとき。
- (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成できないことが認められるとき。

(会議の全部又は一部非公開の決定)

**第5条** 審議会等の会議の全部又は一部を非公開とする決定は、前条の規定に基づき審議会等の長が委員に諮り決定するものとする。

2 審議会等の長は、公開の会議の途中において、会議を非公開とすべき情報を取り扱う必要が生じた場合は、会議を非公開とすることができるものとする。

3 審議会等の長は、会議の全部又は一部を非公開と決定したときは、その理由を明らかにしなければならない。

4 審議会等の会議の全部又は一部を非公開としたときは、その旨を第8条に定める会議録に記録するものとする。

(会議開催の事前公表)

**第6条** 審議会等を所管する課等の長は、会議の公開又は非公開にかかわらず、会議を開催するに当たっては、当該会議開催予定日の20日前までに、次の事項を記載した審議会等の会議開催のお知らせ(様式第1号。以下「会議開催届」という。)を広聴情報課長へ提出するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りではない。

(1) 会議の名称

(2) 会議の開催日時及び場所

(3) 会議の議題

(4) 非公開の理由(会議の全部又は一部を非公開とする場合)

(5) 傍聴に関する事項(会議を公開する場合)

(6) 会議の担当課名等問い合わせ先

(7) 前各号に定めるもののほか、必要な事項

2 広聴情報課長は、審議会等から会議開催届が提出されたときは、直ちに市ホームページに掲載するものとする。また、他の有効な方法により周知に努めるものとする。

(公開の方法等)

**第7条** 審議会等の会議の公開については、会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行う。

2 審議会等は、公開する会議において傍聴を認める者(以下「傍聴者」という。)の定員をあらかじめ定め、会場に一定の傍聴席を設けるものとする。

3 傍聴者は、先着順により決定する。ただし、傍聴を希望する者が前項の定員を超えることが明らかな場合等においては、事前申込又は抽選その他の方法によることができる。

4 審議会等の長は、公開する会議において会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る遵守

事項を別に定め、会議の開催中における会場の秩序の維持に努めるものとする。

- 5 審議会等は、会議資料を傍聴者に配布又は閲覧に供するものとする。ただし、非公開情報が記載されているものを除く。
- 6 審議会等の長は、会議の一部を非公開とするときは、最初に公開する議題の審議等をし、その後、に公開しない旨の決定に係る議題の審議等をする等傍聴者に配慮した議事運営に努めるものとする。

(会議録の作成)

**第8条** 審議会等は、会議の公開又は非公開の決定にかかわらず、次の事項を記載した審議会等会議録(様式第2号。以下「会議録」という。)を会議終了後速やかに作成するものとする。

- (1) 会議の名称
  - (2) 会議の開催日時及び場所
  - (3) 出席者(委員及び事務局)
  - (4) 議題及び会議の公開又は非公開の別
  - (5) 会議を非公開(会議の一部非公開を含む。)とした場合は非公開の理由
  - (6) 傍聴者数(会議を公開又は一部非公開とした場合)
  - (7) 会議資料の名称
  - (8) 審議内容
  - (9) 前各号に定めるもののほか、審議会等の長が必要と認めた事項
- 2 前項第8号の審議内容は、当該会議における発言内容、審議過程等を市民が十分理解できるような形式とし、全文筆記又は要点筆記のいずれかによるものとする。

(会議録及び会議資料の公開)

**第9条** 審議会等は、会議の公開又は非公開の決定にかかわらず、前条に基づき作成した会議録の写し及び当該会議の会議資料(当該会議録及び会議資料に非公開情報が記録されているときは、当該非公開情報に係る部分を除いたもの。以下「会議録等」という。)を、会議を開催した日からおおむね1月以内に広聴情報課長に送付するものとする。

- 2 広聴情報課長は、前項の規定により会議録等の送付を受けたときは、直ちに市ホームページに掲載するものとする。
- 3 審議会等を所管する課等は、会議録等を閲覧に供するものとする。

(運用状況の公表)

**第10条** 審議会等を所管する課等の長は、次に掲げる会議公開の運用状況を取りまとめ、翌年度の

4月末日までに会議公開実施状況報告書（様式第3号）により広聴情報課長に報告するものとする。

- （1） 会議の開催状況
- （2） 公開した会議の議題及び回数
- （3） 一部非公開とした会議の議題及び回数
- （4） 非公開とした会議の議題及び回数
- （5） 各回の傍聴者数

2 広聴情報課長は、前項に規定する報告を取りまとめ、市ホームページに掲載するものとする。  
（補則）

**第11条** この要綱に定めるもののほか、会議の公開に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の審議会等の会議の公開に関する要綱の規定によりした事務処理の手続その他の行為は、改正後の伊賀市審議会等の会議の公開に関する要綱の相当規定によりした事務処理の手続その他の行為とみなす。

（審議会等の長が選任されていない場合の特例）

3 審議会等の長が選任されていない場合は、当該審議会等の会議は、公開するものとする。この場合において、審議会等の長が選任されたときは、会議の全部又は一部非公開の決定は、第5条に定めるところによる。

#### 附 則（平成26年4月1日告示第77号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成26年9月30日告示第184号）

この告示は、平成26年10月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

様式第2号（第8条関係）

様式第3号（第10条関係）